第百二十条の十一第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「（以下本条中」を「（以下この条において」に、「こえる」を「超える」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「それぞれ」を削り、同項第一号中「以下本条中」を「次号において」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に改め、同条第三項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「それぞれ」を削る。

第百二十条の十二中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十三の見出し中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第一項中「貸費学生は、次の各号の一」を「自衛隊奨学生は、次の各号のいずれか」に改め、同項ただし書中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同項第一号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同項第二号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「復学し」を「休学期間が満了し」に改め、同項第三号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号及び同条第二項から第四項までの規定中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十四中「前十二条」を「第百二十条の二から前条まで」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（貸与を行わない期間に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の第百二十条の八第二項の規定により学資金の貸与が行われていない貸費学生の当該貸与を行わない期間については、なお従前の例による。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第五十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第一項、第十条第二項第八号、第十六条の二第六項第一号、第五十二条の四十四第三項、第五十二条の五十八、第五十二条の六十の十一第二項及び第五十三条第一項第八号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第六項第一号及び第八十七条第一項第六号、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第七条の二第一項並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第六項第一号の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営業所等の設置等の届出等） **第九条**　法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　略 三　営業所（第一号に規定する営業所及び前号に規定する出張所を除き、法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第十六条第一項に規定する営業時間の全部においてその業務を営むものに限る。）の設置をする場合 四　出張所の種類の変更をする場合 五・六　略 2　略 （業務の代理又は媒介） **第十三条**　法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～四　略 四の二　貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、第十七条の三第二項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。）が営む貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいい、当該業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介 五～七　略 （外国特定金融関連業務会社の業務） **第十七条の四の四**　法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。 （銀行代理業の許可の審査） **第三十四条の三十七**　金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一～三　略	（営業所等の設置等の届出等） **第九条**　［同上］ 一・二　同上 ［号を加える。］ 三・四　［同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ （業務の代理又は媒介） **第十三条**　［同上］ 一～四　同上 ［号を加える。］ 五～七　同上 （外国特定金融関連業務会社の業務） **第十七条の四の四**　法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。 （銀行代理業の許可の審査） **第三十四条の三十七**　［同上］ 一～三　同上